

小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会（第2回） 議事要旨

日時：平成28年2月15日（月） 16:15～17:45

場所：合同庁舎8号館1階講堂

1. 議 事

- (1) 小型無人機の安全確保のための制度設計に関する分科会からの報告
- (2) 小型無人機に関する国際的な検討状況
- (3) 利活用と技術開発に関するロードマップ
- (4) 意見交換

2. 議事概要

- (1) 小型無人機の安全確保のための制度設計に関する分科会からの報告
国土交通省より、資料1に沿って「これまで分科会で議論をした論点についての各委員から示された主なご意見」について説明
- (2) 小型無人機に関する国際的な検討状況
国土交通省・経済産業省・（一社）日本航空宇宙工業会より、資料2に沿って「小型無人機に関する国際的な検討状況」について説明

【質疑応答】

- 電波についての議論はあるのか。
⇒ ISOのTC20/SC16では、現時点、電波に特化した議論は行われていない。ただし、今後議論になる可能性はある。
⇒ ICAOでは電波に関する議論も行っている。

(3) 利活用と技術開発に関するロードマップ

経産省より資料3に沿って利活用と技術開発に関するロードマップの枠組み案について考え方を説明。その後、各委員より現在の取組や今後の見通しについて資料4に沿って説明

【質疑応答】

- 有人航空機と無人航空機の安全確保についてもロードマップに記載してはどうか。
⇒ 制度整備の分科会における検討結果は、ロードマップにも加えることを想定している。
- 資料4のうち、日本産業用無人航空機協会の資料について、STEPを3つに分けているが、STEP2で扱うとされている無人航空機についてはこのタイムフレーム(2020年～2025年)

が来るまではどのようになるのか。また、STEP 3は ICAO の RPASP の検討と近いように思われるが、ICAO では 2021 年までにルールを整備するとしている一方で、資料には 2030 年が目標年度となっている。目標年度に 9 年のギャップについてどのような認識なのか。
⇒タイムフレームが来るまで何もしないということではなく、STEP 1 のように専用空域で実証実験等を行い、安全性が確保されれば STEP 2 のような空域でも飛行させていくというイメージである。STEP 3 については、ICAO での議論に左右されると思っている。こちらについても、何らかの実験的取組で技術を確立してから導入するイメージで考えている。

- 空中での携帯電話の電波についてロードマップに入れるべきではないか。
⇒携帯電波については、現在技術的課題を整理している最中で、夏までに課題を整理する予定。ある程度課題が整理できた段階でご説明したい。

(4) 松永内閣審議官あいさつ

- 本日、経済産業省からロードマップの説明があったが、まさに利活用・技術に関する展望と安全運航のためのルールが両輪となることが必要。今回をキックオフとして、ロードマップを作り、当該ロードマップに沿ってルールを作っていくことが必要。
- また、国際的なルール作りの動きに連動することが重要であるとともに、ルール整備を主導していくことも重要であることから、各委員の協力・参画をお願いしたい。

3. 次回の予定等

- 次回会議以降、保険加入の促進について検討するため、小型無人機に関する保険業界の取組状況等の報告をお願いしたい。
- 第三者の土地の上空利用及びプライバシー対応について現状を把握するため、政府が作成しているガイドラインに関してアンケートを行うので、ご協力をお願いしたい。
- 会議の資料は公表することとする。
- 第 3 回は平成 28 年 4 月上旬目途開催予定。